



自治体情報システム標準化への対応について

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体が使用する基幹業務システムは国が定める標準仕様に準拠したシステムを利用することと定められました。

このため、中頓別町のシステムについても、令和7年11月下旬頃より標準仕様に準拠したシステムに更新を行うことが決まりましたので、その内容についてお知らせします。

標準化による証明書、納付書、通知書などの様式変更

標準化により住民票の写しをはじめとして、各種証明書・納付書・通知書などの様式が変わります。対象となる様式は様々ありますが、住民グループ窓口で発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（所得）証明書の変更点は次のとおりです。

住民票の写し

住民票の写しは、「世帯連記式（世帯全員分）」と「個人票」の2種類になります。

(1)世帯連記式（世帯全員分）

- ・1枚につき4人までの世帯員が記載される様式です。世帯員が1人の場合でも世帯連記式での発行が可能です。
- ・各項目（住所・氏名・生年月日・性別・世帯主・続柄・本籍・筆頭者など）は、最新の情報のみが記載され、変更履歴は記載されません。住所履歴は原則、現住所及び転入前住所が記載されます。
- ・A4横様式からA4縦様式に変わります。

(2)個人票

- ・1枚につき1人のみが記載される個人単位の様式です。
- ・各項目（住所・氏名・生年月日・性別・世帯主・続柄・本籍・筆頭者など）は、最新の情報のみが記載されます。申し出があれば、過去の変更履歴を入れることができますので窓口でお申し出ください。ただし、申し出いただいても、ご希望の履歴をすべて記載できるとは限りません。
- ・A4横様式からA4縦様式に変わります。

印鑑登録証明書

- ・A5横様式からA4縦様式に変わります。

課税（所得）証明書

- ・A4横様式からA4縦様式に変わります。





標準化による文字の変更

基幹業務システムで使う文字についても統一規格である「行政事務標準文字」が導入され、すべての自治体が同じ文字を使えるように標準化されます。

標準化により、町が皆様にお送りする郵便物の宛名などに用いる文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

なお、行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書やコンピューター処理などで使われるものであって、町民の皆様が同じ字形を使用しなければならないというものではありません。書類などに手書きされる場合には、これまで通りの字形をお使いいただいて問題ありません。

字体は同じだが、
字形（デザイン）が変わる例

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

雪 → 雪

文字構成要素内の画の長さの違い

湾 → 湾

文字構成要素内の曲げ止めと
曲げ跳ねの違い

空 → 空

文字構成要素内の画と画の接触、
非接触の違い

「行政事務標準文字」の詳細について知りたい方は、
デジタル庁のHPをご参照ください。



家屋の取得・滅失や増改築についてのお知らせ



令和7年中に**新築または増改築**をして、まだ評価を受けていない家屋がありましたら、総務課住民グループ固定資産税担当までご連絡ください。また、売買等の譲渡で**所有者が変更**した場合や、**取り壊し等で家屋が滅失**した場合についても届出ください。

※届出等が無かった場合、来年度以降も課税される場合があります。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

軽自動車税についてのお知らせ

原動機付自転車や小型特殊自動車を廃車・譲渡等で所有しなくなった時や、町外に転出される時は、総務課住民グループで手続きが必要です。手続きの際、ナンバープレートを返還していただきますが、盗難等で無くしてしまった場合は、理由を記入していただきます。

軽自動車税は4月1日現在に所有者として登録されている方に課税されますので、4月2日以降に廃車・譲渡などをされても全額納付していただくことになります。

年度途中（4月2日以降）に取得した場合は、その年度は課税されません。
※軽自動車・二輪小型自動車の手続きは、各所轄陸運局の担当機関やディーラー・代行業者にて行ってください。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

